

新型コロナウイルス感染症の感染防止のための受理面接方法の変更等について

神戸家庭裁判所後見センター

神戸家庭裁判所では、後見等開始の審理のため、申立後に申立人及び後見人等候補者に事情をお伺いする手続（これを「受理面接」といいます。）を行っています。通常、受理面接は、申立人及び後見人等候補者に家庭裁判所までお越しに行っていますが、新型コロナウイルス感染症への感染防止を図るため、当面は原則として電話により行うこととなりました。

ただし、申立書の内容を検討した結果、電話ではなく直接お越しに面接を行う場合もありますし、電話による受理面接を行った場合でも、裁判官の判断により、家庭裁判所へお越しに面接を行うこともありますので、あらかじめご了承ください。

なお、この取扱いは、神戸家庭裁判所本庁での取扱いですので、支部・出張所に申立てされる場合は、各支部・出張所の取扱いをご確認ください。

◆ 電話による受理面接を行う場合、次の点にご協力ください。

- ・ 受理面接は、非公開の手続ですので、家庭裁判所が面接を求めた方（申立人、後見人等候補者、手続代理人弁護士など）以外の方がおられない場所で電話を受けてください。
- ・ 福祉関係者などご本人の支援をされている方や、申立てを支援された方等の同席を希望される場合は、その旨をお伝えいただき、許可を得てください。
- ・ 順番にお話をうかがうために、一時退室をお願いすることがあります。

◇ 来庁していただき受理面接を行うことになった場合は、次の点にご協力ください。

- 家庭裁判所へ来られる前に、できる限り検温をし、発熱等の風邪症状がある場合には、担当者に電話でご連絡ください。
- 症状がなくてもマスクを着用してお越しくください。
- 入口に備え置いている手指消毒剤による消毒又は各階のトイレにある液体石けんで丁寧に手洗いをしてからお入りいただきますようお願いいたします。
- 受理面接室への入室は、職員以外に原則2人までとさせていただきます。
- 受理面接室では距離を置いて配席し、職員との間に飛沫感染防止パネルを置かせていただきます。